

川崎市公共施設利用予約システム管理運営要領

平成11年11月1日

川市施第153号

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市公共施設利用予約システムの管理及び運営に関し基本となる事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱(平成11年11月1日川市施第156号)の例による。

(管理運営のための組織)

第3条 システムを円滑に稼働させるため、次に掲げる者を置く。

- (1) システム管理者
- (2) システム利用責任者
- (3) システム担当者
- (4) システム利用担当者
- (5) 運用責任者

(システム管理者)

第4条 システム管理者は、システムの管理及び運営の全般を統括する。

2 システム管理者は、市民文化局市民生活部企画課長をもって充てる。

(システム利用責任者)

第5条 システム利用責任者は、端末機等設置機器を管理する。

2 システム利用責任者は、端末機等が設置されている所管課の長、公共施設の長、又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

(システム担当者)

第6条 システム担当者は、オンラインシステム維持、改善及び運営に関する職務を行うものとする。

2 システム担当者は、システム管理者が指名する者をもって充てる。

(システム利用担当者)

第7条 システム利用担当者は、端末機等設置機器の運用及び維持管理に関する職務を行うものとする。

2 システム利用担当者は、システム利用責任者が指名する者をもって充てる。ただし、職務遂行を円滑に行うために、正副2名を置く。

(運用責任者)

第8条 運用責任者は、システム管理者の監督の下、ふれあいネットの運用業務を統括する。

2 運用責任者は、ふれあいネット運用センター運營業務受託者をもって充てる。

(管理運営のための事務手続き等)

第9条 オンラインシステムの機能を常に最新の状態に保ち、円滑な施設利用が行えるよう、次の事項に変更等が生じた場合、所管課の長は速やかにシステム管理者に対し変更等の内容について届出を行わなければならない。

- (1) 当該公共施設に関する条例、規則及び要綱等の内容に関すること
- (2) 施設の利用目的に関すること
- (3) その他システムの管理者端末で入出力を行う事項に関すること

(川崎市公共施設利用予約システム検討委員会)

第10条 オンラインシステムの総合的かつ効率的な運営を図るため、川崎市公共施設利用予約システム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営については別に定める。

(要領等の制定)

第11条 オンラインシステムに係る業務の実施に当たって、市民文化局長は次に掲げる要領を制定しなければならない。

- (1) 川崎市公共施設利用予約システム情報セキュリティ実施要領
- (2) その他必要な要領

附 則

この要領は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。